

## 防衛省における令和8年3月1日以降に契約を締結する業務に係る特例措置について

防衛省が発注する建設コンサルタント業務等（以下「業務」という。）に係る業務費の算出につきましては、国土交通省が公表している「令和7年度設計業務委託等技術者単価」（以下「旧単価」という。）を適用しているところです。

令和8年3月から適用する「令和8年度設計業務委託等技術者単価」及び「令和8年3月から適用する公共工事設計労務単価」（以下「新単価」という。）は旧単価に比して上昇していることを踏まえ、当局においては令和8年3月1日以降に契約を締結する業務は新単価を適用することとしました。

なお、入札手続上、新単価の適用が間に合わなかった業務は設計等技術業務委託契約書第64条又は事業監理業務委託契約書第53条の規定に基づき、旧単価に基づく契約を新単価に基づく契約に変更するための業務委託料の変更の協議を請求することができます。

上記についてご質問がある場合は以下までお問い合わせ下さい。

### 【お問い合わせ先】

沖縄防衛局 調達部 調達計画課（内線 304, 310）